

防災クラウド情報システムの標準策定事業 実施要領

1 目的

防災クラウド情報システムの標準策定事業（以下「委託事業」という。）は、災害対応業務の標準化に対応し、都道府県と市町村で災害関連情報を連携することができるクラウド型の防災情報システムの標準策定を目指すもので、当該システムにおいて

- ① 情報収集の高度化
- ② 情報分析の高度化
- ③ 情報発信の高度化

を実現することで、災害時における地方公共団体の災害対応業務の高度化を図り、地方公共団体からのLアラート（※）等への迅速な情報発信を実現することを目的とする。

（※）地方公共団体等が発する地域（ローカル）の災害情報を集約し、テレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信する共通基盤（災害情報共有システム）。

2 委託事業の概要

(1) 公募する事業

委託事業は、1の目的のもと、総務省が委託先に対して、地方公共団体における災害対応業務の高度化を図るため、中小の市区町村を含む幅広い地方公共団体が容易に導入できるよう災害対応業務における必要最小限の機能（災害情報の収集、災害情報の分析、情報発信の高度化）を実装し、Lアラート等ともシームレスに連携させるクラウド型の共同利用システム（以下、「本システム」という。）に係る標準仕様策定に向けた実証等を委託するものである。

(2) 検討課題

地方公共団体における災害対応業務の高度化及び円滑化を図り、都道府県と市町村のシームレスな情報共有や迅速な避難勧告等の発動や伝達を実現する防災クラウド情報システムの実現を目指すべく、本実証では以下の検討課題に取り組むこととする。

① 情報収集の高度化

気象情報や河川情報等、関係機関から提供される情報をクラウドサーバ上に自動収集し、G空間情報と紐づけて一元化することにより、迅速な被害の全容把握を容易にする。

② 情報分析の高度化

避難勧告等を判断する情報を分析し、予め設定してある避難勧告等の基準に達した場合に、職員へ通知する仕組みを構築する。また、避難勧告等を都道府県と市町村で共有する仕組みを整えることにより、地方公共団体の規模の違いや職員の経験不足等による対応遅延を防止する。

③ 情報発信の高度化

高度に収集、分析された災害情報や避難情報を、防災情報システムから Lアラート等へシームレスに発信することより、住民等へ迅速・的確な避難行動を促す。

(3) システムの機能要件

① 基本機能要件

本システムの基本機能要件は以下のとおりとする。

ア 情報収集の高度化(高精度かつ多様な災害情報を取得するための機能)

災害に係る情報の収集能力を向上させるために、関係機関から災害情報を可能な限り自動収集し、職員が最新の情報を把握できるようにする。収集した情報はG空間情報として地図と紐付けて一元管理可能とすること。またそれらの情報を汎用的インターフェースにて既設の防災システム等へデータ連携できるようにすること。

イ 情報分析の高度化(的確な意志決定を支援するための機能)

収集された情報に基づき、災害が市町村の定める避難指示・勧告・解除等の基準となった場合、あらかじめ定められた対象の職員に向けて通知できるようにすること。避難勧告等の情報を都道府県と市町村で共有する仕組みとすること。

ウ 情報発信の高度化(災害情報を分かりやすく迅速に住民等に配信する機能)

災害情報、避難勧告等の発令・解除情報や、避難所開設・閉鎖情報等をLアラート等に迅速かつ住民に分かりやすく発信できるようにすること。

② システム要件

本システムは、クラウド上に構築すること。また、クラウド上に構築するシステムは、防災訓練や大規模災害発生時における利用を想定し、システム規模の拡張、縮退が容易なものとする。

③ 利用者側の動作環境に係わる要件

ア 本システムの利用者が使用するコンピューター等の環境は、Flash、Shockwave、Silverlight 等のプラグイン Java や NET Framework 等、実行環境などを必要とせず、オペレーティングシステムと搭載するインターネットブラウザによって動作を実現するシステムであること。

イ 本システムの利用者が使用するコンピューターのオペレーティングシステム及びインターネットブラウザは、平成27年時点で広く普及しているもので最新の正式版に対応しているものを前提とする。また、メジャーバージョン毎の最新のセキュリティ修正・不具合修正等が適用された環境を前提とする。

④ 留意事項

ア 開発に使用するプログラミング言語は、仕様等が安定しインターネット等で一般に使用されているものを採用すること。

イ HTMLの知識を有するユーザであれば、画面で取り扱う情報の項目や画面の入力・表示レイアウトをユーザが自ら容易に新規作成・変更できること。修正内容は、システムを停止すること無く即座に画面及びデータベースに反映される機能を有すること。

ウ 画面で取り扱う情報は、CSV・XML等の複数の形式で入力・出力できる機能を有すること。

エ 使用するソフトウェアは、本業務に必要な機能の一部又はすべてを達成できる市販の有償既製品(いわゆるパッケージ製品)について採用することを許容するが、機能に過不足ある場合の対処として、そのプログラムのソースコードを直接書き換えて機能追加・機能変更・機能削除等を行う場合(いわゆるカスタマイズ)は、修正に要する設計・開発・試験費用は、そのパッケージ製品の購入価格の3割を上限とすることとし、内訳書等により購入価格と修正に要した額とその内容を明確に区分し、かつ、業務成果としてその修正箇所の修正前と修正後の差分を可視化されたソースコードとして発注者に開示すること。この場合、発注者はその開示されたソースコードの著作権等を放棄し、修正後のパッケージ製品の使用权を保持することをもって本業務の成果品とし、また、受注者はそのカスタマイズした修正内容を次期パッケージとして機能統合し他の地方公共団体等が広く購入することができるようにしなければならない。

⑤ プラットフォーム機能仕様

プラットフォーム機能に係る要件は以下の通りとする。

ア 本システムと他システムがデータを送受信する場合にTLS等の公開鍵暗号に基づく暗号化標準が定義されているプロトコルを使用すること。また最新の脆弱性対策を講じたうえでシステムを構築すること。

イ 本システムにデータを取り込む、ないしは配信する場合に使用する通信プロトコルおよびデータフォーマットは、情報の二次利用も鑑み、広く汎用的に利用されているものを実装すること。

⑥ システムの非機能要件

本システムにおける非機能要件は以下の通りとする。

ア 可用性・拡張性

A 障害が発生した場合においても速やかに復旧可能なシステム構成であること。

B 関連する法制や国の基準が決定・変更された場合でも、柔軟に対応できる拡張性を有すること。

C 将来的に全国の地方公共団体が収容可能な拡張性を考慮すること。

イ セキュリティ対策

- A 本システムの利用に関しては、ユーザIDとパスワードによる認証を行い、ユーザごとのアクセスコントロールが可能なこと。
- B 不正アクセス等からシステムを守るセキュリティ対策を講じること。
- C 業務上の役割分担に応じた適切な権限設定ができること。

ウ システムの運用保守

本実証期間におけるシステムの障害対応・運用支援に係る体制、内容を提案すること。

⑦ 標準仕様案の策定

本実証においては地域情報プラットフォームの充実を目指し、防災情報の共有に関するLアラートと連携したクラウド型の防災情報システムに関する標準仕様案を策定すること。

(4) 留意事項

- ① 本委託事業における実証等については、政府等における災害対応業務の標準化の検討動向を十分踏まえるとともに、その検討内容との整合性を確保すること。
- ② 本委託事業は、地方公共団体の災害対応業務の高度化を目指すものであることから、本システムの実証等に当たっては地方自治体(都道府県及び同都道府県内市区町村)の協力を得ること。

3 提案手続

(1) 提案主体

提案主体は、民間法人等(複数の者からなるコンソーシアムも可)とする。

コンソーシアムの場合は、委託事業全体の取りまとめ等を行う代表機関及び委託事業全体を統括する実施責任者(プロジェクトリーダー)が定められていることとする(実施責任者は、委託事業の進捗管理等、委託事業全体を統括するとともに、総務省の求めに応じて委託事業の内容の説明等を行うこととする。)

(2) 委託金額

120百万円(税込)以下とする。

(3) 応募資格

実施主体(コンソーシアムの場合はコンソーシアム内の各構成員)が、以下の者(以下「暴力団排除対象者」という。)に該当しないこと。

ア 契約の相手方として不適当な者

(ア) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与してい

- る者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- イ 契約の相手方として不適当な行為をする者
- (ア) 暴力的な要求行為を行う者
 - (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - (エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
 - (オ) その他前各号に準ずる行為を行う者

(4) 提案書様式

別紙4様式1~10に従い作成し、提出すること。

(5) その他の補足資料

提案を補足する資料があれば、A4版(様式自由)10ページ以内で添付すること。

(6) 提出期限

平成27年4月28日(火)午後5時(必着)とする。(郵送の場合は同日必着とする。)

(7) 提出部数等

提案書類(提案書、提案書の概要及びその他の補足資料)は正本(1部)、副本(2部)及び電子媒体(CD-R又はDVD-R1枚)を提出すること。

(8) 提出先

本実施要領に記載の「11 実施要領に関する問い合わせ先」へ持参又は郵送等(〆切日の午後5時必着)により提出すること。なお、提出された提案書等の返却はしない。

4 委託先候補の選定等

(1) 選定方法

委託先候補の選定については、外部の有識者を構成員とした評価会(以下「評価会」とい

う。)において提案の評価を行い、その結果を参考にして、総務省が選定する。

評価会による評価は、書面審査により行う。なお、必要に応じ、ヒアリングを実施する場合がある。

また、評価に際し、提案者に対して追加資料の提出等を求める場合がある。

(2) 選定の基準

評価会における評価及び総務省における委託先候補の選定に当たっては、以下の項目に基づき、総合的に評価を行う。選定の基準に変更が生じた場合は、別途公表する。提案者は、これら要素を踏まえた提案書を提出すること。なお、下記の要素をすべて含まない提案については、原則として採択しないものとする。また、下記に挙げた項目以外の要素を追加した提案を行うことを妨げない。

① 公募する事業の内容に対する適切性・有効性

ア 公募する事業は災害時における地方公共団体の災害対応業務の高度化に資する事業となっているか。また、有効にその内容・趣旨を達成できるものとなっているか。

イ 公募する事業の要件とされている技術の実証に関する提案は、公募する事業の内容・趣旨に照らして適切なものとなっているか。また、その成果は、有効に活用できるものとなっているか。

ウ それぞれの地方公共団体で実証する内容は、効果的に連携しているか。

エ 個人の位置情報を利用する場合には、プライバシーに適切に配慮した措置が講じられているか。

② 委託事業を遂行する能力

ア 委託事業を遂行するために必要な人員・体制を構築しているか。

イ 委託事業を遂行するに当たり、地域情報プラットフォーム標準仕様、地方公共団体の業務及び業務システムについて熟知する者による十分な実施体制を有しているか。

ウ 実施主体の役割と責任が明確に示されているか。

エ 実施主体に、総務省が委託を行う上で必要とする処置を適切に遂行できる能力があるか。

オ 実施主体が、委託事業を円滑に執行するために必要な経営基盤を有しているか。また、資金等について十分な管理能力を有しているか。

③ 委託事業の遂行の確実性

ア 技術上・制度上実現が可能なものとなっているか。

イ 実施体制、事業スケジュール、予算計画等を含め、委託事業の実実施計画が無理なく組み立てられており、委託事業の確実な実施・運営が見込めるか。

④ 委託事業の遂行についての効率性

委託事業の内容に照らして過大な経費が計上されておらず、高い費用対効果が見

込めるか。

⑤ 委託事業の費用分担の適切性

ア 委託事業の実施に当たって、既に保有する資産（インフラ、システム、人材、知的財産等）を活用する等効率的な計画となっているか。

イ 委託事業の成果の応用・展開に要する経費を自己負担として適切に計上する等、実施主体に応分の負担が図られているか。

ウ 過去にICTを活用した取組（国のプロジェクトとして指定、委託、補助を受けた他の事業等）を実施していた場合、その成果を活用しているか。

エ 同時期に、国の予算を活用する他の関連する事業を行っている、又は行おうとしている場合には、役割分担・費用分担等が明確になされているか。

⑥ 委託事業終了後の普及展開の可能性

ア 得られた成果による実用化が確実に見込めるか。

イ 提案内容は自治体への普及展開が見込めるものとなっているか。また、経済効果や費用対効果等、定量的な観点から示されているか。

ウ 普及展開に向けて、普遍的な技術を用いて構築され、容易に参照できる仕様となっているか。

⑦ その他

ア 提案内容に独自の創意工夫が見られるか。

イ その他特筆すべき提案があるか。

(3) 提案内容の確認・採択・修正

総務省は、委託先候補を選定した後、必要に応じて提案内容について委託先候補と調整の上、最終的な採択の決定を行う。

採否の結果は、総務省から提案者あてに通知する。

5 委託契約

(1) 委託契約の締結

採択された事業について、総務省と委託先候補との間で、契約条件の最終的な調整を行った上で委託契約を締結する。

なお、契約上の委託経費の額は、必ずしも提案書に記載した希望金額と一致するものではない。また、総務省と委託先候補との間で契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もある。

(2) 委託期間

委託契約は単年度契約とし、委託期間は、委託を受けた日から総務省が別に定める日までとする。

(3) 契約の形態

総務省の支出負担行為担当官と提案主体の代表機関の代表者が契約を締結することを原則とするが、必要に応じて契約の相手方を調整する場合がある。

(4) 契約書について

契約は総務省の委託契約書による。

6 委託費

(1) 委託費の扱い

委託費は、委託契約に係る契約書に定められた用途以外への使用は認められない。また、委託費は、原則として、委託事業終了後速やかに成果報告書等の提出を受け、委託金額を確定した後、精算払いにより支払う（特別な事情がある場合には、財務大臣協議等の所定の手続、承認を得た上で、途中で概算払いが認められることもある。）。

(2) 委託費の内容

委託費は、委託事業の遂行及び成果の取りまとめに直接的に必要な経費（直接経費）とそれ以外の諸経費（一般管理費）（それぞれ消費税（消費税＋地方消費税）8%を含む。）とする。直接経費の内訳は別添のとおりとする。一般管理費は、直接経費の10%以下とする。

(3) 業務の外注

その内容が第三者に委託し、又は請け負わせることが合理的であると認められる業務については、受託者は、委託事業の一部を第三者に委託することができる。ただし、委託事業の全部又は委託事業の本質的な部分を第三者に委託し、又は請け負わせることは不可とする。また、暴力団排除対象者への再委託は不可とする。

事業の一部を第三者に委託する場合は、以下に該当する場合を除き、事前に総務省に通知し、承認を受けなければならない。

- ① 再委託の金額が50万円を超えない場合
- ② 契約の主体部分ではなく、再委託することが合理的である業務であり、次に掲げる軽微な業務及びこれに準ずる業務であって、かつ委託金額の5分の1を超えない場合
 - ア. 翻訳、通訳、速記及び反訳等の類
 - イ. 成果報告書の外注印刷等の類
 - ウ. パソコン、サーバ等の委託業務の実施に必要な機器のリース・レンタルの類
 - エ. 会議開催の会議室、会場等の借上げの類

(4) 委託事業終了後の残存資産の取扱い

委託事業終了後、残存資産が存在する場合には、総務省と受託者が別途協議してその扱いを決定することとする。

7 報告及び評価等

(1) 成果報告及び終了評価

受託者は、委託事業の終了後、成果報告書を総務省に提出しなければならない。成果報告書には次の内容を含むものとする。

- ・ 事業内容
- ・ 実証に係る設計書やデータ
- ・ 実証したシステム・モデルの有効性の評価結果（定量的評価を含む。）
- ・ 明確化された課題及びその解決策
- ・ 収支報告

成果報告書をもとに終了評価を行う。評価に際しては、追加資料の提出等を求める場合がある。成果報告書の提出期限は、別途指示する。

なお、成果報告書は、総務省ホームページ等で公開する予定である。

(2) 事後報告及び追跡評価

受託者は、委託事業終了後も総務省の求めに応じ、委託事業によって得られた成果について事後評価を実施し、その評価結果を別に定める様式により報告するものとする。また、事後報告書をもとに、評価会において、事業終了後の運営状況や成果展開等について追跡評価を行う。

なお、事後報告書は、総務省ホームページ等で公開する場合がある。

8 スケジュール

委託事業の実施スケジュールは、概ね以下のとおりと想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

- ・ 平成 27 年 5 月 : 提案内容について評価会を開催し、委託先候補を選定
- ・ 平成 27 年 6 月 : 契約条件の調整を行い、委託契約を締結
- ・ 平成 27 年 12 月 : 成果報告
- ・ 平成 28 年 2 月 : 終了評価

9 委託費の適正な執行について

(1) 適正な執行の確保

受託者は、委託事業に係る費用が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、本事業の主旨、目的、本実施要領、委託契約書の内容等を十分理解した上で、効率的かつ効果的な執行に努めなければならない。対

象外の予算使用や調達物品の未使用、事業期間外の費用計上等、不適切な執行があった場合には、契約の取消しや契約額の減額を行う可能性がある。

(2) 委託事業における経理処理

委託事業における経理処理については、別途通知する経理処理解説に従うこと。

10 その他

上記のほか、委託事業に係る進捗、報告等に関して、必要に応じて総務省から指示、指導等を行う場合がある。その場合には、それに従うこと。

委託事業の実施については、本実施要領に定めるところによるほか、新たに取決めを行うべき事項が生じた場合には、総務省が速やかにこれを定め、適宜の方法により周知する。

1.1 実施要領に関する問い合わせ先

総務省 情報流通行政局 地域通信振興課 地方情報化推進室

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第2号館

担当: 佐藤課長補佐、遠藤専門職、柳本官

電話: 03-5253-5819

FAX: 03-5253-5759

E-mail: gl-renkei/atmark/ml.soumu.go.jp

※迷惑メール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。

送信の際には、「@」に変更してください。

別添

委託費（直接経費）の範囲

大分類	中分類	説明
I. 物品費	1. 設備備品費	委託事業の実施に直接必要な物品（使用可能期間が1年以上のもの）の製作又は購入に係る製造原価又は購入に要する経費 また、委託事業の実施に必要な物品をリース・レンタルにより調達する場合に要する経費（委託事業のために直接必要であって、委託先または第三者所有の実験装置、測定機器その他の設備、備品等の使用料）
	2. 消耗品費	委託事業の実施に直接必要な物品（使用可能期間が1年未満のもの）の製作又は購入に係る製造原価又は購入に要する経費
II. 人件費・謝金	1. 実証担当者費	委託事業に直接従事する担当者、設計者及び工員等の人件費（原則として、①本給、②賞与、③諸手当（福利厚生に係るものを除く。）とする。ただし、I.に含まれるものを除く。）
	2. 実証補助者費	委託事業に直接従事するアルバイト、パート等の経費（福利厚生に係る経費及びI.に含まれるものを除く。）
	3. 謝金	委託事業の実施に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために設置する委員会等の開催や運営に要した委員等謝金、または個人による役務の提供等への謝金
III. 旅費	1. 旅費（旅費、委員等旅費、委員調査費）	実証担当者が委託事業の実施に特に必要とする旅費（交通費、日当、宿泊費）、または委託事業の実施に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のための委員会開催、運営に要する委員等旅費であって、所属機関の旅費規程等により算定される経費 また、委員会の委員が委託事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のため、国内あるいは海外において調査に要する経費で、旅費（交通費、日当、宿泊費）、その他の経費
IV. その他	1. 外注費（保守費、改造修理費、業務請負費（ソフトウェア外注費を含む。））	委託事業に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注にかかる経費（保守費、改造修理費、業務請負費及びソフトウェア外注費等含む。）
	2. 印刷製本費	委託事業の実施に直接必要な資料、成果報告書等の印刷、製本に要した経費
	3. 会議費	委託事業の実施に直接必要な知識、情報、意見等の交換、検討のための委員会開催、運営に要する会議費、会議室借上費、消耗品費、資料作成費、その他の経費
	4. 通信運搬費（通信費、機械装置等運送費）	委託事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料、及び機械装置等運送費等
	5. 光熱水料	委託事業の実施に直接使用するプラント及び機器等の運転等に要する電気、ガス及び水道等の経費
	6. その他（諸経費）（設備施設料、その他特別費等）	委託事業の実施に必要なものであって、他項に掲げられた項目に該当しないが、特に必要と認められる経費
	7. 消費税相当額	「人件費」、「外国旅費のうち支度料や国内分の旅費を除いた額」、「謝金」等の消費税に関して非（不）課税取引となる経費の消費税率（8%）に相当する額